

所定疾患施設療養費

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切な対応をする観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を以下の通り公表いたします。

所定疾患施設療養費について	
1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。	
・肺炎	
・尿路感染症	
・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)	
2. 上記により治療を必要とする状態になった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、	
1回に連続する7日を限度として、月1回に限り算定する。	
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。	
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載する。	
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。	

平成29年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	3	4			2		1			5	4	5
	治療日数	21	26			12		7			32	28	35
尿路感染症	人数	8	5	8	3	9	6	4	5	10	4	5	4
	治療日数	56	35	52	19	63	42	22	35	70	24	30	15
带状疱疹	人数								2				
	治療日数								14				

平成28年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	4	4	1		6	2	1		3	3	5	3
	治療日数	26	28	7		39	14	7		21	19	35	21
尿路感染症	人数	3	3	4	2	4	4	3	2	7	8	9	6
	治療日数	21	20	23	14	28	24	21	11	49	49	61	42
带状疱疹	人数			2				1					1
	治療日数			14				5					7

平成27年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	4	3	2	4		2	7	3		1	3	1
	治療日数	25	21	14	28		14	49	19		7	21	7
尿路感染症	人数	3	5	6	5	3	3	4	7	1	8	5	3
	治療日数	21	35	38	42	21	20	28	48	7	51	31	21
带状疱疹	人数	1											
	治療日数	6											

平成26年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	3	1		4	2	4	2	3	2	10	5	1
	治療日数	19	7		28	14	28	14	19	14	70	35	6
尿路感染症	人数	4	7	10	2	5	2	3	4	1	5	7	5
	治療日数	28	49	70	14	35	14	21	28	7	35	43	35
带状疱疹	人数					1	1						
	治療日数					7	6						

平成25年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	3	6	2	3	3	8	5	1	1	5	5	2
	治療日数	20	42	14	19	20	56	32	7	7	30	31	11
尿路感染症	人数	3	3	6	2	1	1	4	2	2	6	3	6
	治療日数	21	21	40	14	7	7	28	14	14	37	21	42
带状疱疹	人数		1									1	
	治療日数		7									7	

平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	3	2		1	2	3	1	2		1	2
	治療日数	7	21	14		7	9	21	7	14		7	14
尿路感染症	人数	1	1			1			4	1	2	1	1
	治療日数	7	7			7			25	7	12	7	7
带状疱疹	人数				1	1							
	治療日数				7	7							